

臨床研修病院向け説明用資料（たたき台） 臨床研修医募集定員の決定方法について（令和7年度研修開始分）

■募集定員上限算出方法の見直しについて（国からの通知）

- (1) 募集定員の倍率：1.06倍 ⇒ 1.05倍
- (2) 募集定員上限の範囲外での加算の廃止：令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行う。

■大阪府の募集定員上限数について（国からの通知）

- 令和6年度から研修を開始する研修医の大阪府内病院の募集定員合計：652人
⇒ 令和7年度から研修を開始する研修医の大阪府内病院の募集定員上限：636人（令和6年度比▲16人※）
- ※各病院の募集定員を2人以上とするための加算の廃止による減少：▲15人
国からの通知された募集定員上限の減少：▲1人

■大阪府による臨床研修病院の募集定員配分の流れについて

- (1) 「機械配分※1」により各臨床研修病院の「大阪府基礎数」を算出（1月）
- (2) (1)の「大阪府基礎数」に激変緩和措置※2を反映し、各臨床研修病院の「大阪府ベース値」を算出（1月）
- (3) 各臨床研修病院に調査票の提出を依頼（1月末～2月上旬頃）
⇒各臨床研修病院が府に調査票を提出（2月中旬頃）
- (4) 募集定員上限の範囲内で以下の①→②→③の順に各臨床研修病院の「大阪府ベース値」に加算して募集定員（案）を算出（3月）
 - ①大阪府ベース値が1の病院に対し募集定員を2人に引き上げ
 - ②地域枠優先マッチング※3、地域重点プログラムに関する配分※4
 - ③調査票の記載内容を踏まえた配分調整※5
- (5) 大阪府医療対策協議会で募集定員（案）について協議のうえ、決定（3月）

※1 R4～R6の各臨床研修病院の研修医受入実績、希望定員等より機械的に配分

※2 R6募集定員との差が±1以内となるよう調整したうえで、R5募集定員より2年連続増加もしくは減少することがないように調整する措置

※3 地域枠を対象としたキャリア形成プログラムに同意した場合、一次募集に先行して選考を行うことができる制度

※4 地域枠を対象とした医師少数区域で地域医療研修を12週以上行うプログラム（一次募集に先行して選考を行うことが可能）

※5 大阪府ベース値が1の病院に対し募集定員を2人に引き上げた臨床研修病院に配分する場合は1を差し引いて配分